

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和3年11月11日

第2 請求の要旨

群馬県は、令和3年2月27日に主催したアートオークション「アートインキュベーション32」において、Lot16の落札者との間にトラブルが生じたため、該当の落札者から当オークションに係る公開質問状（3通）を提出されたが、それらへの回答をするにあたり、自らがオークション事務局の社長など関係者への確認・調査等をする職務を怠慢し、回答をいたずらに引き延ばしたうえ、最終的には群馬県の代理人弁護士に回答等の全ての対応を依頼した。

（なお、3～4ヵ月も待たせてからの代理人からの回答は、多くの項目で「回答の必要はない」という、およそ公共団体としての説明責任を果たそうとしないものであった。）

上記のような県職員による行為は、説明責任を自ら果たそうとしない職務怠慢にとどまらず、本来であれば支出しないで済ませることができた代理人弁護士へ払う費用を、不当に支出させ群馬県の歳出に損害を与える、行政による不適切な行為である。

監査委員には、事実関係の監査をとおして、そうした群馬県主催事業における職務の不適切な履行を確認のうえ、群馬県側に職責を果たし予算の厳格な執行を図る措置を講じさせることをお願いしたい。

第3 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、石原栄一監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第4 補正について

本件措置請求については、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和3年11月24日付で補正依頼通知を送付し、同年11月30日に補正書が提出された。

第5 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

地自法第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、財務会計上の行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別具体的に摘示することを要する。

本件措置請求において、請求人は、県が当該公開質問状への対応を怠り、対応を弁護士に代理させたことにより、本来生じなかった費用を支出したことで県の歳出に損害を与えたことは地自法第242条第1項に規定する違法又は不当な行為に該当すると主張していると解される。

しかしながら、請求人は対応を依頼した代理人弁護士に対する支出により県に損害が発生していると主張するが、請求全体を通して、請求人が「本来であれば支出しないで済ませることができた代理人弁護士へ払う費用を、不当に支出させ」と述べる以外に費用が発生したとする具体的な事実及びその根拠は示されておらず、具体的な損害発生の実事が摘示されているとは認められない。

よって、本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。